

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和2年〇月〇日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

カルボスルファン、ジアフェンチウロン、スピネトラム及びソルビタン脂肪酸エステル

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和2年4月9日（木）～ 令和2年5月8日（金）

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

- | | |
|--------------|----|
| ・ 封書によるもの | 0通 |
| ・ ファックスによるもの | 0通 |
| ・ 電子メールによるもの | 1通 |

(2) 御意見の延べ総数 1件

(3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
	<p>カルボスルファンについては、「甲殻類等急性影響濃度(AECd)については、最小である甲殻類等[ii]の LC50 (0.16 μg/L)を採用し、3種(3上目3目3科)以上の生物種試験が行われた場合に該当することから、不確実係数は通常は10ではなく、3種の生物種のデータが得られた場合に使用する4を適用し、LC50を4で除した0.040 μg/Lとした。」と、通常は10で除するところ3種のデータがあったということで4で除しているが、仮に10で除していると、「水産 PEC は 0.021 μg/L であり、登録基準値 0.040 μg/L を超えないことを確認した。」が成り立たないことから、無理やり3つのデータをかき集めた感が拭えない。10で除した0.016を採用し、水産 PEC を超えているとして、相応の対応すべきです。</p>	<p>生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定に当たっては、「農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産消費・安全局長通知）」に基づき申請者が提出する試験成績及び国内外の文献のうち、科学的な信頼性が確保された毒性試験結果について、全て考慮することとしています。</p> <p>カルボスルファンの甲殻類に関する試験結果については、申請者及び過去の文献から3種の甲殻類に関する毒性試験結果が得られ、いずれも科学的に妥当であると判断されたことから、これらの結果を考慮して登録基準値を検討しました。</p>